

令和7年第6回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和7年12月24日

招集場所 野洲市役所議場

出席議員	1番 田中 遼	2番 山本 剛
	3番 木下 伸一	4番 津村 俊二
	5番 益川 教智	6番 岩井智恵子
	7番 山岡 卓治	8番 橋 完司
	9番 永島 知香	10番 遠藤総一郎
	11番 石川 恵美	12番 工藤 義明
	13番 野並 享子	14番 田中 陽介
	15番 東郷 克己	16番 奥山文市郎
	17番 稲垣 誠亮	18番 荒川 泰宏

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	櫻本 直樹	教育長	北脇 泰久
病院事業管理者	前川 聡	政策調整部長	井狩 昭彦
政策調整部政策監	小池 秀明	総務部長	川尻 康治
市民部長	西村 拓巳	健康福祉部長	井出 徹哉
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	北田 一栄	市立野洲病院事務部長 (地域医療政策担当政策監)	駒井 文昭
都市建設部長	布施 篤志	環境経済部長	中塚 誠治
教育部長	田中 明美	政策調整部次長	松井 健作
総務部次長	井狩 勝	総務課長	山本 定亮

出席した事務局職員の氏名

事務局長	辻 昭典	事務局次長	行俊 勉
書記	辻 拓	書記	船橋 潤子

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 議第81号から議第98号まで

(令和7年度野洲市一般会計補正予算(第6号) 他17件)

各委員長の委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

追加議事日程

第1 議第99号

(令和7年度野洲市一般会計補正予算(第7号))

提案理由説明、質疑、討論、採決

第2 意見書第3号

(給食無償化に際し、質・量の確保を担保するための国による十分な
予算措置を求める意見書(案))

提出者説明、質疑、討論、採決

開議 午後1時00分

議事の経過

(再開)

○議長(津村俊二) (午後1時00分) 皆さん、こんにちは。

ただいまから本日の会議を開きます。

諸般の報告に入る前に、本日、報道関係者が来られており、その方に対し、録画、録音、
写真撮影等を許可しますので、申し伝えておきます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に送付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、タブレットに掲載の文書
のとおりであります。

(日程第1)

○議長(津村俊二) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第13番、野並享子議員、第1
4番、田中陽介議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長（津村俊二） 日程第2、各委員会委員長から委員会審査結果報告書が提出されておりますので、議第81号から議第98号まで「令和7年度野洲市一般会計補正予算（第6号）」他17件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

第15番、東郷克己議員。

○15番（東郷克己議員） 総務常任委員会の審査報告をいたします。第15番、東郷克己でございます。

去る12月9日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、12月12日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について報告いたします。

まず、議第91号「野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例」について審査いたしました。質疑、委員間討議ともにありませんでした。

慎重に審査した結果、議第91号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第93号「野洲市職員の給与に関する条例及び野洲市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」について審査いたしました。質疑、委員間討議ともにありませんでした。

慎重に審査した結果、議第93号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第94号「野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例等の一部を改正する条例」について審査いたしました。

委員からの質疑はありませんでした。

委員間討議では、委員から「昨今の異常な物価高により、実質賃金が10か月連続でマイナスと発表された。市民の生活が大変な状況の中、我々議員の報酬を一律に上げることは賛成しかねる。」との発言がありました。

慎重に審査した結果、議第94号については、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第98号「財産の交換について」審査いたしました。

委員からの「いつの契約で交換になるのか。」との質疑に対し、「議会で認められた後、相手側と協議の上、できるだけ速やかに契約締結し、登記等の実務に入りたい。」との答弁

がありました。

議第98号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第98号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（津村俊二） これより、総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（津村俊二） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

第13番、野並享子議員。

○13番（野並享子議員） 文教福祉常任委員会審査報告を行います。第13番、野並享子です。

去る12月9日の本会議におきまして、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、12月15日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果について報告いたします。

まず、議第89号「野洲市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」について審査いたしました。

委員からの「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要を詳しく説明してほしい。利用時間の具体的運用、時間単位利用に伴う保育士配置基準がどうなるか、適用除外になるのか教えてほしい。」との質疑に対し、「こども誰でも通園制度は、全ての子どもの育ちを支援し、保育環境を整備するため、新たに創設された通園制度です。保育所等に通っていない生後6か月から3歳未満の児童が対象となり、月10時間の枠内で時間単位の柔軟な利用が可能となるものである。現時点の想定では平日の午前中に3時間の利用時間枠とする運用を検討しており、国でも令和8、9年度は3時間設定で問題ないとの確認を得ているため、まずはこの枠で様子を見て、利用状況に応じて順次拡大していく方針である。保育士の配置基準については、乳児はおおむね3人につき1人以上、3歳未満はおおむね6人に1人以上の配置とし、そのうち半数以上は保育士であるという基準を維持することになっており、条例第22条第2項にもその旨が記載されている。」との答弁がありました。

これに関連して、委員からの「申し込み者の子ども1人当たりの利用料とその根拠規定を教えてほしい。また、制度開始が間近であるため、市民周知と申し込み手続を年明けからどのように進める予定か、スケジュール感を示してほしい。」との質疑に対し、「利用料は1時間当たり1人につき300円を想定しており、国のこども家庭庁からの通知に基づく国の基準に沿って進める考えである。周知については、制度が令和8年4月に開始されるため、来年2月または3月に市広報や市ホームページ等で告知を行い、申請は利用者の申請を受けて市町村が認定し、決定通知後に事前面談を経て施設利用に至る流れとなるため、手続には一定の期間を要するが、期間がタイトであることを踏まえ、速やかに進めていきたい。」との答弁がありました。

これに関連して、委員からの「利用を希望した場合、第1希望の園に入園できるか。面談や調整はどう行うのか。」との質疑に対し、「利用申し込みがあれば調整を行い、できる限り利用できるようにするが、同一時間枠に多数の申し込みがあった場合の扱いは現在詰め切れておらず、今後検討して決定していく。実施園は、現時点で市内の1園を想定している。」との答弁がありました。

これに関連して、委員からの「未就園児（ゼロ歳、1歳、2歳）の人数はどれくらいいるのか。また、こども誰でも通園制度を市内1園しか実施しない想定では、利用希望が集中した場合や保育士不足の中で対応可能か。民間園の受入れ見込み、公立園での対応や移動手段の問題など、地域実情を踏まえた運用の懸念をどう考えているのかを説明してほしい。」との質疑に対し、「12月1日現在で未就園児はゼロ歳児209人、1歳133人、2歳105人であり、この数値は住民基本台帳の該当年齢人口から保育所等の定員を差し引いて算出したものである。制度導入に伴う受入れ可能性については、保育士確保が大きな課題であるが、同制度を先行実施している米原市の事例を参考にしたところ、月数名程度の利用実績にとどまっているため、野洲市でも一定程度対応できると見込んでいる。民間園への協力依頼は行っているものの、既存の定員が逼迫しており、手を挙げる事業所がない現状であるため、まずは公立園で1園実施することを想定しているが、利用者の住む学区によっては利用が困難になるケースが想定される。市内に子育て支援センターが3か所あり、在宅の未就園児に対する相談・交流や一時預かり制度でのフォローを行っており、こども誰でも通園制度だけでは対応が難しい場合にこれらの拠点や一時預かりを活用して支援していきたい。制度運用の詳細や受入れ基準、複数園展開の可否の他、保育士の配置については、今後人事課等と協議して詰めていく必要があり、市としても全国一律の制度開始に

に伴い、可能な限り実施にこぎ着ける方向で検討を続ける。」との答弁がありました。

これに関連して、委員から「一般型の乳児等通園支援事業と余裕活用型の違いは何か説明してほしい。」との質疑に対し、「余裕活用型は、既存の保育所等の定数に対して実際の利用者数に余裕がある場合、その空き枠を活用して対象児を受け入れる方式である。一般型は、定員とは別に専用の部屋等を用意してこども誰でも通園制度を実施する方式である。」との答弁がありました。

議第89号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第89号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第92号「野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例」について審査いたしました。

委員からの「審議会の構成が変わるに当たり、特に第2号・第3号・第4号の参加者構成は従来と変わらないのか。新たに加わるメンバーがいるのかを説明してほしい。自治連合会長の扱いはどうなるのか。」との質疑に対し、「構成から建築分野が外れる点を除けば大枠はほぼ変更ないが、まちづくり条例に基づき公募の市民を原則入れる方針に合わせて、公募市民を新たに加えている。自治連合会長については、役職が多く負担も大きいため外す方向で調整しているが、必要に応じて自治連合会関係者を招く可能性はある。これまでの審議会は、滋賀医科大学の学長など高度な役職の専門家を委嘱してきたが、今後は新病院が実運営段階に移行することから、審議会構成をより地域に近い関係者や関係機関中心にするよう改めていく考えである。審議会に滋賀医科大学の学長等が就任されなくとも、病院と滋賀医科大学の間では病院長や各医局との強い連携体制を既に構築しており、学長を委嘱しないことで大学との連携が希薄化する懸念はないと考えている。」との答弁がありました。

議第92号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第92号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第95号「野洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例」について審査いたしましたが、質疑、委員間討議ともありませんでした。

よって、議第95号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべ

きものと決しました。

次に、議第96号「野洲市子育て支援会議条例の一部を改正する条例」について審査いたしました。質疑、委員間討議ともにありませんでした。

よって、議第96号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第97号「野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」について審査いたしました。

委員からの「病院名称変更の経緯を教えてください。いつ、誰の発案で地域医療センターへ変更する案が上程されたのか。病院事業管理者や職員の強い意向によるものか。経緯の詳細を知りたい。」との質疑に対し、「当該の名称変更は特定誰かの発案ではなく、院内外で議論が重ねられた結果である。前任の文教福祉常任委員会による豊田地域医療センター等の視察で得た総合診療や訪問診療の実践例を参考にし、新病院の目指す機能を検討する中で地域医療センターがより適切との認識が院内協議や庁内協議で出てきたこと、その後院内幹部や市長の賛意を得て最終的にその方向で進められることになった。また、平成28年の公募では、『野洲市民病院（仮称）』が最多意見だったが、次点に『医療センター』が多く、新病院の機能を踏まえれば、今回の名称は適合すると判断した。」との答弁がありました。

これに関連して、委員からの「名称変更にあたって実施した市民意見公募には何件の意見が寄せられ、それらを担当課はどのように受け止め、判断して今回の改正提案に至ったのか説明してほしい。」との質疑に対し、「意見公募は25件の応募があり、寄せられた意見には、『新名称が長い』との指摘や『野洲病院でよい』といった意見もあったが、一方で『地域医療を担う名称にふさわしい』と肯定する意見もあり、総合的に検討した結果、今回の名称で進めることにした。」との答弁がありました。

これに関連して、委員から「施行期日を『公布の日から』や『公布から何か月以内』とせず、完全に規則に委任している理由を教えてください。原理原則の観点から、規則委任は好ましくないのではないか。」との質疑に対し、「規則で施行期日を決める理由は、新病院の開院を令和9年3月と周知しているものの、移転作業や関連工事の進捗によっては開院日にずれが生じる可能性があるため、万が一の事態に柔軟に対応できるよう、規則で施行日を定める運用としたためである。名称変更の決定時期を今回のタイミングで上程したのは、工事が順調に進む中で、建物の屋上等に掲げるサインの関連工事が進んでいるため、この

段階で行う必要があったからである。」との答弁がありました。

議第97号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第97号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（津村俊二） これより、文教福祉常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（津村俊二） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。

第3番、木下伸一議員。

○3番（木下伸一議員） それでは、環境経済建設常任委員会の審査報告をさせていただきます。第3番、木下伸一です。

去る12月9日の本会議におきまして、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、12月16日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

まず、議第90号『「乙窪里ノ内」地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例』について、関係部より詳細な説明を受け、審査いたしました。

委員からの「施行期日の中で、小篠原台の地区計画の字句の整理があるが、市内に地区計画されているところは、他にあればもっと挙がってくると思うが、今回は小篠原台だけか。」との質疑に対し、「小篠原台の1か所だけである。あとは全て同じ表現になっており、この条例のみ表記に相違があるということで総務課から指摘を受け、修正するものである。」との答弁がありました。

また、委員からの「今回の乙窪里ノ内を含めて、市内に何か所地区計画した地域があるか。」との質疑に対し、「市内の市街化調整区域では、本件含めて2地区である。その他、市街化区域の地区計画が12地区あり、合計14地区である。」との答弁がありました。

また、委員からの「良好な住環境というのは、市としては景観のことを指すのか、防災かコミュニティ形成または資産価値、どれを主軸にしているのか。」との質疑に対し、「景観的な面のほうが大きいと思われる。良好な市街地環境の形成を図るために、地域居住者の安全性と快適性が保たれた地区を形成することが告示した地区計画書に記載され

ている。」との答弁がありました。

また、委員からの「『乙窪里ノ内』の地区計画が進む段階において、いろいろトラブルがあったということを知っている。どのようなトラブルがあったのか。」との質疑に対し、「当初、事業所は1ヘクタール以上の地区計画を考えていた。しかし、水理計算が第1期開発分の1ヘクタール以下の水理計算になっていたため、その点を事業者を確認したところ、地元と精査された結果、最終的に調整池が必要とされない1ヘクタール以下での地区計画となった。」との答弁がありました。

なお、議第90号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第90号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、環境経済建設常任委員会の委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（津村俊二） これより、環境経済建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（津村俊二） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、予算常任委員会委員長の報告を求めます。

第2番、山本剛議員。

○2番（山本 剛議員） 第2番、山本剛です。

予算常任委員会の審査報告をいたします。

去る12月9日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、12月12日、15日、16日に各分科会を、また、22日に委員会を招集し、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について、ご報告申し上げます。

議第81号から議第88号までの8議案を議題として、各分科会に分担しました令和7年度補正予算案について、詳細な説明を受けた後、質疑応答を繰り返し、慎重な審査が行われたことを各分科会の会長より報告を受けました。

まず、議第81号「令和7年度野洲市一般会計補正予算（第6号）」について、総務分科会長報告では、総務費で、委員の「庁舎等維持管理費における335万4,000円の補正額に公用車の修繕が含まれているとの説明だが、その詳細は。」との質疑に対し、「7月28日に職員の勤務中に発生した公用車事故において、保険の免責19万円を超えた修繕

費用分を市が負担するもの。」との答弁の報告がありました。

次に、第2表関連する債務負担行為で、委員の「債務負担行為の駅前市有地における社会実験支援業務について、Aブロックで実施する2回のイベントの詳細は。」との質疑に対し、「来年度に2回、5月と11月に想定し、それぞれ連続の10日間程度を考えている。休日を中心になるが、にぎわいづくりに向けてイベント等も開催したい。」との答弁の報告がありました。

以降、関連して、委員の「そもそもどのような成果、期待を求めているか。」との質疑に対し、「この社会実験では、現在未利用になっているAブロックを活用し、どうすればにぎわいの創出及び魅力ある公共空間の形成ができるか。また、どういう人の流れが起こったか、どういった属性の方々の利用が多いのかなど、様々な分析をして来年度の基本計画策定に生かしたい。」との答弁の報告がありました。

また、委員の「この社会実験を実施しても、パークモール整備の結果は変わらないのか。」との質疑に対し、「パークモール整備を前提として社会実験を行っていく。ただし、その内容や規模は、社会実験の結果を生かし、副次的効果として駅前南口全体への整備にもつなげていきたい。」との答弁の報告がありました。

また、委員の「限度額1,200万円の内訳は。」との質疑に対し、「想定している概算として、イベント実施費用500万円程度、企画立案・来場者調査200、300万円程度、調査分析300万円程度と考えている。」との答弁の報告がありました。

また、委員の「この社会実験の結果は、構想改訂に反映され、広場、パークモールの位置や形状、あるいは周囲に配置される施設等に生かされるのか。」との質疑に対し、「来年度、基本計画の策定業務に入る。その計画策定に社会実験の結果も入れ、南口整備全体へ社会実験の結果を反映していきたい。」との答弁の報告がありました。

文教福祉分科会長報告では、民生費で、委員の「公立保育園・こども園運営費の詳細は。また、派遣保育士が減って現場は大丈夫なのか。」との質疑に対し、「当初は12人の派遣保育士を見込んでいたが、実際に派遣されたのは3名であり、その人数差により約3,700万円を減額する。人員不足により現場は厳しい状況にあるが、会計年度任用職員や時間給のパート職員を活用して対応しており、何とか運営を回している。派遣職員は各園で評価が高く、園児にも慕われているため、引き続き派遣職員にも保育現場に携わってもらう方向で進めている。」との答弁の報告がありました。

次に、衛生費で、委員の「地域医療政策推進事業費の不動産鑑定委託料の目的は。」との

質疑に対し、「新病院整備において、第2駐車場へ市三宅小南線からの1本の狭い市道しかなく、車での出入りに課題があったため、辻町小比江線からも進入できるように2方向からのアクセスを確保する市道整備を計画している。その市道整備に伴って用地取得が発生するため、不動産鑑定を実施する。」との答弁の報告がありました。

次に、教育費で、委員の「中学校施設整備費について、工事請負費が1億920万4,000円増額されているが、3中学校全て対象なのか。また、その詳細及びスケジュールは。」との質疑に対し、「野洲中学校、野洲北中学校、中主中学校の3校に係る工事費及び工事管理費を増額するもので、内容は各校の体育館等の空調設備設置並びに断熱工事を行うものである。手続としては、補正予算可決後に発注を行い、入札・契約は令和8年2月中旬をめどに進め、工事完了は令和8年9月をめどとして全体計画を組んでいる。」との答弁の報告がありました。

環境経済建設分科会長報告では、土木費、関連する債務負担行為で、委員の「今回のMIZBEステーションの整備は、今までの河川敷の公園整備などとは異なり、ハードとソフトが一体的な事業とならないとあまり価値を生めないと認識しているが、どうか。」との質疑に対し、「この1年半は、市民の意見を聴取し、実際にMIZBEステーションで社会実験イベントなども行いながら、どのような使い方ができるかを検討したり、将来的に活用していただける団体や個人を発掘している状況である。」との答弁の報告がありました。

以下、関連して、委員の「今年度に設計施工に係る契約行為を行われると思うが、それに係る要求水準などは議会に示されるのか。」との質疑に対し、「施設の詳細については、11月の全員協議会で報告させていただいたところである。現在、要求水準書を取りまとめており、1月下旬から2月頃に事業者の公募を開始したいと考えている。議会には、最終的に優先交渉権者が決定し、本契約を行う段階、早ければ来年の6月定例会で契約議決に係る議案を提出できればと考えている。」との答弁の報告がありました。

また、委員の「債務負担行為の追加13億5,000万円の内訳は。」との質疑に対し、「まず、建物及び公園の設計費が9,600万円、残りの12億5,400万円が工事費である。工事費の主な内訳は、水防センターが約3億1,300万円、アーバンスポーツの大屋根と基礎が4億4,200万円、照明等が1億3,900万円、アーバンスポーツの事務所が2,200万円、駐車場やアーバン広場の舗装工事が約1億9,100万円である。」との答弁の報告がありました。

また、委員の「債務負担行為額を13億5,000万円とした根拠は。」との質疑に対し、

「今回の事業は、内閣府の新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）を活用して進めていきたいと考えており、当該交付金を計画段階で上限15億円弱で申請していることから、必要な経費を除いた13億5,000万円を債務負担行為額として設定した。」との答弁の報告がありました。

また、委員の「夜間をどのように稼働させるかは、運営を成り立たせる上で非常に根幹的な部分だと考える。今後、設計施工をする中で、ある程度幅を持たせられるのか。」との質疑に対し、「優先順位を考える中で、必要なものを引き上げてくることも可能だと考えており、臨機応変に対応していきたい。」との答弁の報告がありました。

次に、土木費で、委員の「道路橋梁費について、現状修繕が必要と把握している箇所は。」との質疑に対し、「今回の補正予算では、1か所で計上している。」との答弁の報告がありました。

これに関連して、委員からの「工事費となると、具体的な工事箇所があって予算計上していくものと思うが。」との質疑に対し、「例えば、事故損傷した場合などに緊急的に補修を行う必要があることから、今回は緊急修繕費用として計上している。今後どれだけ事故で損傷するかが現時点では不明であることから、上半期の執行額と同額を計上している。」との答弁の報告がありました。

これに関連して、委員からの「現状、危険な箇所が多数あり、自治会要望でも上げているが、そことの兼ね合いは。」との質疑に対し、「自治会要望等で危険だと要望された箇所は、現場を確認し、どういった対策をするかを検討している。職員や土木作業員の手で行えるような路面補修等は、早急に対応している。今後は、一つひとつ現場を確認し、必要性を検討した上で対応していきたい。」との答弁の報告がありました。

次に、議第82号「令和7年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」について審査をいたしました。

委員の「高額療養給付費や出産育児諸費事業費について、それぞれ増加しているが、医療費抑制のため、資格審査等、被保険者数を減らす施策の取り組み状況は。」との質疑に対し、「保険年金課では、社会保険加入者の情報がオンラインで把握できる仕組みを活用し、国民健康保険と社会保険に二重加入している被保険者を把握した上で、社会保険側に加入している場合は国民健康保険からの脱退を勧奨する取り組みを行っている。これらの仕組みは市町共通のものであり、野洲市でも同様の確認と脱退手続の依頼を実施している。」との答弁の報告がありました。

次に、議第83号「令和7年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について審査をいたしました。特に質疑はなしとの報告がありました。

次に、議第84号「令和7年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について審査をいたしました。

委員の「介護保険事務費について、事業委託料が344万1,000円増額されている。システム改修はどのような制度改正に伴うものか。また、改修費に特定財源172万円が充当されているが、国が改修費の2分の1を補助し、残りを市の一般財源で負担するという理解でよいか。」との質疑に対し、「システム改修は来年度の税制改正に伴うもので、具体的には、給与所得控除が55万円から65万円に引き上げられたことに対応するための改修である。改修費の負担については、国の制度変更により改修費のうち国が2分の1を補助し、残りは市の負担となる。」との答弁の報告がありました。

次に、議第85号「令和7年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第2号）」について審査をいたしました。

委員の「合葬墓に入る人が増えたことによる予算の増額であるとのことであるが、合葬墓のキャパシティーは。」との質疑に対し、「合葬墓の埋蔵予定数は、2,000体である。そのうち、今既に埋蔵されているのが160体である。ただし、生前登録として予約登録されている方が810件ある。その合計は970件であることから、残数は1,030体分である。」との答弁の報告がありました。

次に、議第86号「令和7年度野洲市水道事業会計補正予算（第2号）」については、特に質疑はなしとの報告がありました。

次に、議第87号「令和7年度野洲市下水道事業会計補正予算（第1号）」について審査をいたしました。

委員の「今回、740万円程度、有形固定資産除却費が増額になっているが、この除却費は当初想定していなかったものか。」との質疑に対し、「今回の対象固定資産は、比留田地先の真空弁3か所の約729万円と安治地先のポンプ1か所の200万円である。比留田地先の真空弁については、令和6年度の実施分と国費の修理の要望分に伴う今後発注する見込みの真空弁の交換分が含まれていることから、当初想定していたもの以外についても含まれている。」との答弁の報告がありました。

次に、議第88号「令和7年度野洲市病院事業会計補正予算（第1号）」について審査をいたしました。

委員の「病院整備事業費について、工事請負費が18億288万5,000円減額されている。これは年度間調整との説明だが、当初予算で想定した金額からどのように調整されたのか。また、現場で工事の進捗遅れがあるのか。」との質疑に対し、「当初予算では入札時の想定額を基に見込額を計上していたが、令和7年度8月に実施設計が完了し、事業者が実際の工程表を作成した結果、令和5年度契約時に見込んでいた金額と実施設計後の支払い見込額に差が生じた。これは特定工事の遅延やトラブルによるものではなく、実施設計に基づく計画変更による年度配分の調整である。工事の進捗については、遅れは一切発生していない。」との答弁の報告がありました。

また、委員の「給与費の内訳で医師の給料が900万円、医師手当が1,400万円減額されているが、これは医師1人がいなくなったためか。」との質疑に対し、「令和6年度末から令和7年初めにかけて医師の交代があり、年配の医師が退職し、若い医師が入ったことで給与額が下がったことが医師給・手当の減額要因である。人数面については、正規職員以外に会計年度任用のフルタイムに近い医師が複数おり、常勤医師としては令和7年11月現在で15名が勤務している。診療は十分に行えているものの、引き続き医師確保の必要がある。」との答弁の報告がありました。

次に、予算常任委員会に付託を受けた関係予算についての委員間討議を行いました。

第2債務負担行為のうち、「野洲駅前市有地における社会実験支援業務に係る債務負担行為の追加」期間、令和7年度から令和8年度まで、限度額1,200万円について、多くの委員から意見がありました。

賛成の主な意見としては、駅前の開発は長い期間されてこなかったが、もう限界であり、市の将来のための重要な投資である。駅前を市民のために使うことを共通認識し、スピード感を持ってやりながら考えていくべきである。駅前Aブロックで利益を生むことは、市民の声ではない。市民が利用し、参画していく場所にすべきである。

反対の主な意見としては、財政面で限りある予算の中で、社会実験にこれだけの投資が必要なのか。駅前ではこれまでもイベントが行われている。市長の公約である駅前の芝生広場は、社会実験の結果により変わるものではないとのことであり、無駄な投資である。芝生の維持管理は大変であり、経費もかさむものである。駅前の一等地をどうするかという中で、人口減少や少子高齢化の時代に歳入をいかに生み出していくかが課題である。

また、社会実験は悪くないが、1,200万円という額に疑問があるとの意見もありました。

次に、採決について、議第 8 1 号は、採決の結果、賛成多数により、議第 8 2 号から議第 8 8 号までの 7 議案については、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（津村俊二） これより、予算常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（津村俊二） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議第 8 1 号「令和 7 年度野洲市一般会計補正予算（第 6 号）」に対し、遠藤総一郎議員からタブレットに掲載の文書のとおり、修正の動議が提出されています。これを併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

第 1 0 番、遠藤総一郎議員。

○1 0 番（遠藤総一郎議員） 第 1 0 番、創政会、遠藤総一郎です。

議第 8 1 号修正議案の提出理由をいたします。

令和 7 年度一般会計補正予算（第 6 号）において、野洲駅南口市有地において、社会実験の実施等を目的とする令和 7 年度から令和 8 年度まで 1, 2 0 0 万円を限度とする債務負担行為が設定されております。

しかしながら、次の理由により、野洲駅前市有地における社会実験支援業務に係る債務負担行為の皆減・削除の令和 7 年度一般会計補正予算（第 6 号）に対する修正案を提出するものであります。

まず 1 点目、野洲川 M I Z B E ステーション整備事業において、M I Z B E 広場では芝生広場 7, 7 4 4 平米、緑地 6, 0 3 0 平米やアーバンスポーツ広場 4, 9 3 0 平米が計画されており、この整備に係る債務負担行為 1 3 億 5, 0 0 0 万円が今定例会に追加補正されております。

駅前市有地 A ブロックから直線距離で約 1. 3 キロのごく近接地に芝生広場の整備が予定されているにもかかわらず、今回、駅前南口に同様の芝生広場が整備されようとして、重複した整備であることは明白であります。

次に、2 点目、去る令和 7 年 1 1 月 1 3 日に開催された野洲駅南口整備特別委員会での質疑応答で、市長は A ブロックでの整備について、議論の前提として、A ブロックにはパークモール、これを前提として議論を進めていきたいと答弁しています。また、1 2 月 1

2日に開催されました予算常任委員会総務分科会においても、この社会実験を実施してもパークモール整備の結果は変わらないのかという質疑に対し、パークモール整備を前提として社会実験を実施していくとの答弁がありました。つまり、駅前市有地における社会実験支援業務の調査や検証結果の内容のいかんを問わず、Aブロックを芝生広場として整備することに変更はないとの方針であり、検証結果の信憑性が疑問視され、いわゆる結果ありき、芝生広場整備ありきでの社会実験であると言わざるを得ないものです。

次に、3点目、野洲駅南口周辺整備特別委員会の資料に、駅前整備構想の改訂の大きな方針を定めるに当たり、市有地2万6,000平米の全体の構想を組み立てる必要があると記載されており、執行部からの説明を受けました。

ご承知のように、駅前整備は単なる開発ではございません。統一感をもって整備することが大切であり、基本構想における整備のコンセプト、これが最も重要であります。先行されるべきであります。

にもかかわらず、当該委託業務の中間報告もない現状下におきまして、血税を投じてAブロックのみの社会実験を先行することは仕事の手順として矛盾しており、時期尚早と言わざるを得ないものであります。

次に、4点目、昨年10月に櫻本市長が就任され、Aブロックを市民広場として整備することは選挙公約であるとして、市民からの意見聴取は8月10日に開催された意見交換のみで、行政側からAブロックを芝生広場の整備について整備計画の何らの説明会等は開催されておらず、市長公約を理由に行政側だけで進められており、傾聴と対話、これはかけ声だけで、丁寧な仕事の進め方はなされているとは到底言い難いものであります。

次に、5点目、来年度以降も酷暑の夏が続くことが予想され、屋外でのイベントは様々なリスクが高い現状であります。今回、季節のよい春と秋にイベントを実施し、来場者、出店者、地元住民等に意向調査しても、大切なことは実際に年間を通してのにぎわいとなるかどうか、平日の昼間や夜間のにぎわいにつながるかどうかでありまして、都合のよい時期での調査では現実と程遠い結果となることは明白であり、芝生広場の整備は、駅前のにぎわいの創出にはつながらないと言わざるを得ないものであります。

最後に、6点目、野洲川M I Z B Eステーション整備費やその維持管理費、それから流域治水、雨水対策事業、そして避けられない扶助費の増額や市民病院の運営など、目玉事業と経常経費の増幅は、たやすく予想されるところであります。また、令和6年に財政調整基金を取り崩し、駅前市有地の用地取得の借換債を繰り上げ償還しましたが、本日発

表されました中期財政見通しでは、令和12年に財政調整基金が15億円程度となるとのことでございます。市財政は、引き続き危機的な状況にあると認識しております。

また、来年度令和8年度までは行財政改革推進プランが実施されており、このままでは市財政の不安視は逃れられず、加えて、次世代につなぐまちづくりの整備や福祉の充実、野洲市の未来青写真を描くことはできない。このままではできないと考えております。

以上、提出理由とさせていただきます。議員の皆様のご判断をお願いして、修正案の提出理由とさせていただきます。

○議長（津村俊二） 次に、議第81号に対する修正案について質疑を行います。ご質疑はございませんか。

暫時休憩いたします。

（午後1時54分 休憩）

（午後2時20分 再開）

○議長（津村俊二） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。

第14番、田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） 第14番、未来共創、田中陽介です。

「令和7年度野洲市一般会計補正予算（第6号）」に対する修正案について質疑をいたします。

この修正案は、野洲駅南口市有地Aブロックにおいて社会実験の実施等を目的とする、令和7年度から令和8年度まで1,200万円を限度額とする債務負担行為の設定を取り消すというものであります。

そして、その理由は、Aブロック5,400平米を芝生広場にするという計画に反対なので、それを前提としている社会実験に反対するというのが中心の論として組み立てられておるかなと思っております。

そこで、1点目。理由の1、2、4、5において、芝生広場の整備反対の理由が述べられております。私の認識では、市はAブロックを市民広場、パークモールという前提で検討しているというふうに答えている。そういう認識です。創政会の皆さんは、今年度に入ってMIZBEにも芝生広場が計画されており、2つも要らないであるとか、希望が丘があるとか、そういったことで、この大きな芝生広場が整備されるということを前提にこのように否定されているわけで、先ほどもそういったふうに説明をいただきましたが、この前

提の根拠は一体どういうことなのか、ちょっと明確な説明をお願いします。

そして、2点目。また、理由3として、野洲駅南口周辺整備構想検討事業の検討状況の報告がないと。中間報告がないと。そして、現状下での社会実験は時期尚早というふうにおっしゃっているんですが、時期尚早というのは、時期が来ればこの内容でやってもいいということなのかと考えますが、現状で、どのような報告があり、どのタイミングであればこの社会実験を実施すべきだということなのかの説明をお願いいたします。

そして、3つ目。さらに、理由6に野洲市の財政が不安視されるとありますけれども、この修正される債務負担行為1, 200万円ですね、これが野洲市に与える財政的不安をどのように見ておられるのか。先ほど中期財政見通しにも触れてお話しいただきましたが、令和12年時点でも15億の財調を一応キープできるというようなことも書かれておりますので、その点も含めて、この不安というのがどういったことなのか、具体的に説明を求めます。

そして、最後に、先日の議員間討議において、遠藤議員はこの修正案にある提案理由を懸念点として述べていただき、奥山議員は財政難ということが中心だったかなと思います。石川議員は、駅前は今までの事業で十分にぎわうことは分かっているよと。もうそれ以上やるんじゃなくて、コンサルにお金を払うのではなく、そのお金で市民や市民団体と一緒に社会実験してはどうかというようなことを述べられましたし、稲垣議員は、私はAブロックにはアリーナを持ってきたほうがいいというふうにおっしゃいました。荒川代表は、まずは周辺のインフラ整備、これが一番大事であるというふうにおっしゃいまして、またビルを建てて草津の駅前のようにすることで交通をスムーズにしてはどうかというふうにおっしゃっておられました。それぞれに持論がありまして、なるほど、そういう意見があるのだなというふうに思わせていただきました。

であれば、修正というよりか、今後の社会実験を通してこういった懸念点等の選択肢も含めて検証できたらいいのになというふうに思わせていただきました。

そこで、この創政会の今回提出された皆さんは、この1, 200万の債務負担行為、この社会実験をして進めていこうということを取り消したとして、この市長選挙を経て、一定の民意として市が進めている野洲駅南口前のこの再検討ですね、総論でどのように進めていけば、これ、野洲がよくなっていくというふうに考えておられるのか、この説明を求めたいと思います。

以上4点、総括で質問させていただきます。

○議長（津村俊二） 遠藤議員。

○10番（遠藤総一郎議員） それでは、田中議員からの質疑ということで、答弁させていただきます。

まず1点目、修正案提出理由の1、2、4、5ということで、芝生広場整備の反対理由ということで、どのような根拠をもって反対されるのかということでございまして、これは去る11月13日の南口整備特別委員会資料の14ページにAブロックのゾーニングがされております。そこには、芝生広場ゾーン、飲食ゾーン、それからスポーツゾーンということで、5,400平米のAブロックについてそれぞれゾーニングがされた位置づけがありまして、その中に芝生広場ということが書かれていますので、お手持ちの資料をご確認ください。

2点目でございます。

どのタイミングであれば時期尚早でなくなるのかということで、これは基本的なことではございまして、私どもは、芝生広場は駅前のにぎわいづくりの中核施設にはならないと考えております。

なおかつ、時期尚早ということですので、仕事の手順ですね。言いましたように、基本構想の中の、前でしたら健康とにぎわいということがあったんですけども、今度の駅前整備の基本的なまちの玄関口、市民の誰もが誇れるまちの玄関口を造るに、ハード的にですよ、造るに当たって、単なる開発じゃないと。そこには統一感をもって整備せなあかんという、その統一の整備コンセプトがないということでございまして、これは時期尚早と言わざるを得ない。仕事の手順が首をかしげてしまうなということでございまして、答弁とさせていただきます。

3点目でございます。財政的不安ということで、1,200万円をどのように考えておられるかということでございます。

1,200万円の血税を投資するというところで、大変大きな額であるなと思っておりません。市財政についても、午前中の中期財政見通し15億円、令和12年度に財調の額がまた減ってしまう。今23億5,000万です。これ、減っていくんです。15億まで減るとい見込みでございます。

かつて繰り上げ償還したときは14億でございました。財調が。ですから、そのときに戻るといことでございます。これは、もうレッドゾーンです。一般会計規模からしたらレッドゾーンですので、私は1,200万円の額がどうのこうのというよりも、財政調整

基金等々含めまして、市財政として危機的な状況にあるという認識であります。

4点目でございます。

社会実験を通じての検証も含めて検証されればという点と、市長の選挙公約として一定民意があるのではないかとということでございまして、今回の社会実験は、私も大変、検証結果のいかんを問わず、ありきではないかという疑念を持っておりますので、そういったところで危惧をしているということで、到底私どもの整備、それぞれの思いの方向性が違うというような思いで整理をいたしております。

また、市長の民意ということで、まずは、あのときの市長は、市長選挙、一体何やったのかということを今振り返りますと、あのときの一番の選挙の争点は、やはりまだ病院やったんですよね。と、私は整理をしております。

向こうで始まっていたんですけど、今の場所で始まったんですけども、市長は就任22日目に市長談話を出されまして、一定整理をされました。ということは、まずはそのときの選挙も一番の争点は病院やったと思うんです。駅前整備、当然駅前に市民広場を、芝生広場をというようなことでありましたけれども、いかほど有権者の方に届いていたか、刺さっていたかという、疑問を持ちます。

それを掲げて市役所へ入られて、あと肉づけをされて、理論武装されたと思うんですけども、要は、私は駅前整備と芝生広場、パークモールですね。この双方向からの検証、これが大事やと思うんです。何がと言いますと、駅前の整備を考えたときも、今後出てくるであろう基本構想からして芝生広場は整合していると。芝生広場を考えたときも、他の地域に整備するよりもやっぱり駅前がいいなと。この双方向、駅前と芝生広場と、この双方向からの検証がやっぱり駅前には芝生広場やなど。芝生広場を考えたときも、他の地域じゃなくてやっぱり駅前がええなど。この双方向の検証が客観的な検証の仕方であって、それは全然されていなくて、市長公約やからといって進めるのはいかなものかと考えておりますので、民意、確かにそういう取り方もあろうと思っておりますけども、ちょっと違うなど考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） それでは、再質問させていただきます。

ただいま、1点目の私の質問で芝生というのは11月13日の資料の中でいろんな芝生、飲食、スポーツとか様々なゾーニングの中に芝生が入っているじゃないかというふうにお

っしやったんですけれども、先ほどからもおっしやっているように、これはパークモール、要は市民が使える、市民のために使える一定の広場的な、要はスペースですよね。スペースの中で芝生も検討する、スポーツも検討する、飲食も検討するとかそういった中に芝生が入っているわけでありまして、先ほどからおっしやっているように、芝生広場だけを造ろうということは、これ、市も、私の認識している中では言っていないんですね。

ただ、その委員会のときでも、担当課は、書いてあるのはあくまでイメージとして作ったものであって、中身はこれから社会実験も踏まえて検証していくというふうにおっしやっていました。

これは6月定例会の一般質問で、村田議員もこの質問をされておまして、パークモール、賛成だが、子どもの遊び場的な広場をAブロックに目指すのかと言われたときに、単なる芝生広場ではないですよ。自由に集える場がふさわしいと考えるが、あるべき姿については、市民も含め議論や検討、また社会実験を経て決定していくと。ありきということ、この場ではおっしやって……。パークモールというのを何と捉えるかなんですけど、芝生イコールパークモールというわけではないと思うんですね。

先ほどおっしやったように、8月においても奥山議員からの検討にもAブロックは芝生広場ということ的前提でコンサルと協議しているわけではないというふうに執行部は答弁されております。

そして、12月の、この前の9日にも、市長が市民広場を想定するAブロック全てについて、全て芝生広場をベースとすることは想定していませんと、はっきりおっしやっております。

ですから、ちょっとここが内容がうまくかみ合っていないといえますか、これほどにまで示されているにもかかわらず、あまり繰り返されると、今の野洲市は全部芝生にしようとしているんじゃないかと。要は、M I Z B E とかはそうですね、芝生のエリアは全部芝生なので。全然違うと思うんですね。それは、今までの議論をちゃんと聞いていただければ分かると思うんです。

これは明らかにこういうふうに議事録等にも残っていますので、これをあまり言い過ぎると、ちょっと、何ですか、根拠のないことを不特定多数に広めるといった偽計業務妨害や信用棄損にも疑われてしまいかねないと、私はちょっと危惧しております。

今おっしやっている部分と僕が言っている部分のそごを理解していただけるか、これをどう捉えられるかを、説明を求めます。

3点目ですね。財政に関して、23億から15億円まで減っていくんだぞと。そして、繰り上げ償還でも、お金が、11億ですかね、減ったぞということをおっしゃっていたんですけども、これも全て、減るときには市民に還元されるべきサービスが同時に立ち上がっているわけですね。だから、お金が減っているだけではなくて、そこにはサービスがあると。そのサービスが不要なサービスであるかどうか、それが本当に市民のためになっているかどうかは、私たちは当然しっかりチェックしていかなければならないんですが、ただ単に数字上お金が減った、増えただけでこれを判断してはいけないと思うんです。

新しいものを建てれば、当然しばらくは更新は要りませんし、古いものは今後も必要であれば更新しないといけない。そういったバランスの中で成り立っているわけであって、単純に減った、増えたでちょっと不安をあおるのは違うかなと思うんですが、その点を踏まえてもう一度説明をお願いしたいと思います。

そして、4点目ですね。結局ありきで進んでいますというところが一番疑念というか、抱いておられているのかなと思います。

これは、私も以前から、この議会では、ありきでやるのは意味ないというのはずっと思っていますし、そこは遠藤議員と同じ思いであります。だからこそ、しっかりやりながらですね、考えて、議会もそれにコミットしていくというふうな必要性があると思いますが、方向性としてパークモールという市民が使える駅前、そういうこと自体がもう私たちは駄目なんだとおっしゃるのであれば、これはもうなかなか話合いが難しいのかなと思うんですが、その方向性と今おっしゃった方向、今市が向いている方向は、パークモールをAブロック中心として、そして集客施設としてDブロックでアリーナであるとかオフィス、企業のオフィスビルとかそういったことをやっていくということはこの前示されたのはご存じだと思うんですが、これと違う方向性というのはどういう方向性というふうにおっしゃっているのか、説明をお願いいたします。

以上、3点ですかね。お願いします。

○議長（津村俊二） 遠藤議員。

○10番（遠藤総一郎議員） そうしましたら、田中議員からの再質問にお答え申し上げます。

芝生広場の根拠ということで、1点目ありまして、特別委員会の資料を答弁させてもらったんですけども、それだけではなくて、どう言うんですかね、芝生ゾーン、イベントゾーン、飲食ゾーン、スポーツゾーンと、合わせて5,400平米のAブロックということ

で位置づけされておりますので、それぞれ決まったものではないということですが、それを資料として、これを前提に進めていくということで、その検証結果が出店者なり来場者なり地域の方に意向確認したときに、どう言うんですかね、それによって全然違った結果が出たら、そのゾーニングは取りやめるのかというたらそうじゃないと。5,000平米を3,000平米にするのか、1,000平米にするのかということでしたので、ゼロではないということでしたので、私どもはAブロックに芝生広場は不要であるという考えでございますので、答弁とさせていただきます。

それから、2点目の財政的な不安ということで、中期財政見通しでも23億から15億ということで、令和12年度ということで見通しがなされております。

市民に還元されるサービスがあるということでございましたけども、現に、行財政改革推進プラン、令和8年度、来年度まで実施されております。これに基づきまして、行政サービスというのはかなり低下してございます。実際に義務教育施設なり、もうひいひい言うてるのが実態やと思うんです。ですから、市全体を見たときに、もうこれは限界だという思いをいたしておりまして、危機的な状況は引き続き続いていくという認識でおります。

このことが3つ目の答弁にもつながるんですけども、市全体の財政状況、これを見ていく必要があるんですけども、方向性ということでご質問あったんですけど、今回は1,200万円の債務負担行為の質疑ですので、創政会としての方向性というご質問やったかと思うんですけども、それぞれありますので、今回はAブロックについての1,200万円は不要であるということにとどめておきたいと思っております。

大きな流れとしては、やはり市財政を考えますと、野洲市有地につきましても、もっと民間に、例えば売却するなり、民間の自由度、民間の発想によって整備されることでのにぎわいということが民間企業者もそうですし、野洲市財政もそうですし、そこでもにぎわい、平日のにぎわいも生まれるものかと考えております。

現状、パークモールの基本的な説明がないのに、この債務負担行為を認めるということは非常に整合性のないことであると認識しております。

以上です。

○議長（津村俊二） 田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） それでは、再々質問させていただきます。

1点目のお答えの中で、芝生以外もいろいろ計画しているということはお理解いただいているという答弁がいただけましたので、そうなってくると、この提案理由にあるM I Z

BEステーションとかと同じとかというのは、必ずしも当てはまらないのかなと思っております。

そして、芝生はゼロだと。これは子どもたちとか市民が集う場所としてふさわしくないということをおっしゃっているのかどうかちょっと分からないんですけど、取りあえず芝生は……。

じゃ、その芝生がなくて、例えば他の素材だとします。他の素材だとしたときの市民のために使えるような、まあ、建物も含みますよ。僕、必ずしも平面じゃないとあかんとも市も言っていないですし、それも含めて、要は市民のためにこの場所を使うに当たって、芝生をゼロにして、だとしても、これは駄目だよということなのか、ただ単に、もう芝生は絶対あかんということなのか、これをお答えいただきたいなと思います。

そして、もう一つですね。ありきという懸念に対して方向性ということで、明確な方向性はちょっとお答えいただけなかったんですけども、売却して市の財政に対してプラスにしていくと。これは一定の皆さんの方向だという認識でいいのかどうか。これは一定私もは前回の選挙の争点になったとも考えておりますし、非常に重要な点かなと思いますので、売却ありきで、もう売却じゃなかったら、この計画、どんな計画でも進めていけないということなのかどうなのか。その辺をお答え願いたいと思います。

○議長（津村俊二） 遠藤議員。

○10番（遠藤総一郎議員） それでは、田中議員からのご質問にご回答いたします。

芝生ゾーンの他に飲食ゾーンとかイベントゾーン、スポーツゾーンということである。認識いたしております。芝生だけじゃないと。それも、いずれもMIZBEステーションでもアーバンスポーツエリアとか緑地芝生広場ということで、同じような整備が1.3キロ先で既に計画されておりましたということでございまして、集まってきはる方の目的が違うとか層が違うとかおっしゃいますけども、一番利用される方は身近なところでちょっとしたにぎわい、イベントを求めて集まってきはると思うんです。そこで同じような……。ソフト事業が必要やおっしゃってましたよね、MIZBEステーション。ハード事業とソフト事業との連携。これ、大事なんですよ。こっち、駅前でもする。1.3キロ先でもやる。春と秋、酷暑の夏と寒い冬はしませんよね。もうそれは二重投資やという意味ですので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、先ほど答弁しましたのは一例でございまして、1つの方策として野洲市有地は売却するという考え方はあるということですので答弁させていただきましたけども、そ

れが最終決定であるということは、今回は1, 200万円の議論でございますので、この議場でその答弁は差し控えたいと思っております。

また、時期尚早と申しますのは、990万円のデロイトトーマツということで、駅前の構想が出ていない現状下のことを申しておりますので、付け加えさせていただきます。

そして、駅前整備の根幹にも関わるんですけども、今、市全体の収入増の方策、新規の。そういったところが見えてこない状況でございますので、収入に見合った支出、それはもう間違いないんですけども、やっぱりトップの姿勢としては収入確保、税収増の方策を出していくことが肝要かと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（津村俊二） 次に、第5番、益川教智議員。

○5番（益川教智議員） 第5番、清明会、益川教智です。それでは、議第81号「令和7年度野洲市一般会計補正予算（第6号）」に対する修正案について質疑をしたいと思います。

本修正案では、野洲駅南口周辺整備予定地内のAブロックにおいて社会実験の実施等を目的とした令和7年度から8年度にかけて1, 200万円を限度額とする債務負担行為について削除することが提案されております。

そこでお尋ねいたします。

まず1点目です。本事業は、本市にとって非常に重要な事業であると考えますが、その認識は共通でよいかということ、まず最初に確認させていただきます。

続いて、市長公約で掲げられた市民広場の中に芝生が整備されるものと認識しております。駅南口に敷設される芝生は、具体的にどのような規模で整備されるものと考えておられるのか、お尋ねいたします。

3点目。芝生の整備について、MIZBEステーション整備事業における内容と重複しているためという修正理由を掲げられていますが、これをそれぞれ利用する層、対象者や機能、効果を同一のものと考えておられるのか、お尋ねいたします。

次に、芝生広場の整備は、年間を通じてのにぎわいづくりの中核施設とはならないためとされておりますが、南口全体の人の流れを生み出す場というものは、今回Dブロックという形で設定されております。認識をお尋ねいたします。

最後、市民広場の整備について、これは公約に基づいて進められるということを指摘しておられますが、その問題点についてお尋ねいたします。

以上、先ほどの質問と重複するところもあろうかと思いますが、よろしくお尋ねいたし

ます。

○議長（津村俊二） 遠藤議員。

○10番（遠藤総一郎議員） それでは、益川議員からのご質問ということで回答させていただきます。

まず1点目、本事業の重要性ということで質問……。おっしゃられたとおり、本市にとっては駅前整備というのは大変重要な事業であり、整備であると考えており、認識をいたしております。

2点目でございます。具体的にどのような規模で整備されるものかと。認識はということでございました。

基本的には、Aブロックでの芝生広場の整備は必要ないと考えております。ただし、他のブロックで最小限の芝生広場の整備はあり得る。オアシス的に整備されることはあり得るかと考えております。

Aブロックは、駅前整備のコア施設の整備、これが欠かせないものかと考えております。

3点目。芝生広場の整備について、MIZBEステーションということで、利用される層と機能、効果ということでございます。

確かに、細かい部分での利用層は少し異なるかもしれないんですけども、大きく市民感覚からしたら、先ほども言いました、例えば家族連れで、お子さん連れで手近、身近なところでにぎわいを求めて行かれると。MIZBEステーションのハードとソフト事業を関連したイベントがなされる。駅前でもなされるということは、もうもうちょっと想定されますので、短い春、短い秋の間に重なるのではないかなと思っております。

大きくは同じ層、市民が利用されるものではないかと考えております。

次の質問でございます。南口の人の流れはDブロックではないかということで、認識はということでございました。

年間を通してのにぎわいは、暑いときも寒いときも、また雨の日も、人の集いによる交流によるにぎわい、これは屋内での交流がベスト。それだけとは言いませんけども、ではないか。屋内での交流がベストではないかと考えております。

最後、市民広場の整備について、今公約に基づいて進められているということでございました。

そのとおりでございまして、もう少し丁寧な市民説明などプロセスを経て合意形成をされるのが必要であると考えております。

かつて病院がBブロックから体育館横に移されたときに、各学区ごとに令和4年の6月から7月、各学区ごとに回られました。そして、その半年後に、文化ホールとさざなみホールで、また説明をされました。本当に二分される意見がどの会場でもありました。これを避けて通ってはいけないということで、本当にその当時の方々はご苦労いただいたなど、私も現役でしたので、思っておりました。

それを今、市長公約だからということでやるのはリスクが高過ぎると。短い春、短い秋、近くに、1.3キロ先にある。どうしても私は承服いたしかねるというようなことでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（津村俊二） 益川議員。

○5番（益川教智議員） ありがとうございます。

まず1点目に関しては、本市にとって非常に重要な事業であるからこそ、こうやって修正案を出すなりここで議論しているということで、共通の認識が図られたようで、よかったです。

総論として、芝生広場に反対されているというところと、各論で手続がというところが、これ、ごっちゃになっているので、なかなか議論として難しいということがあると思うんですけども、そのあたりも踏まえた上でちょっとお尋ねするんですが、芝生の整備については、このM I Z B Eステーションと機能、効果、また利用する層はほぼ変わらないということをおっしゃったかと思いますが、私、これ全く違ってくると思っていまして、そもそもあちらでは、水辺に、また自然に親しむということで、そちらを目がけた形で行かれるかと思いますが、駅前を利用される方は、通勤や通学、また、市内の交通網がそこに集約するということがありますし、利用される層というのはかなり変わってくると思います。

機能や効果についても、今同時並行的にM I Z B Eステーションと今回駅前整備が進もうとしておりますが、だからこそ、この機能が重複しないように今後進めていかれると思うんですね。その点について、改めて認識をお伺いいたしますが、まずそこが1点です。

公約のみを理由として進めていくのは大変危険であるということをおっしゃいました。最初の提案理由説明の中でも、この件に関して8月の1回しか市民の意見を聞いていないじゃないかというお声があったかと思いますが。

また、今回、駅前をどうするかについては争点じゃなかったということも言っておられ

ますが、決してそんなことはないと思います。市長の昨年の市長選挙のときの公報をもう一度確認いただきたいと思うんですけども、櫻本市長、当時は候補でしたが、そこを一番上のほうに大きく持ってきておられます。今回、その公約というものが一丁目一番地であるということは、そちらの会派の方も言うておられる。認識しておられます。争点じゃなかったなんてことはありません。非常に大きな争点だったと思います。

この件に関して、公約のみをとということと、あと説明不足じゃないかということをおっしゃりますが、令和5年、前市長のもと、市民へアンケートを取っておられます。その回答数が767です。野洲市内でいいますと、566。野洲市外で利用しておられる方が187で、県外14ということですが、5万の都市に対してこれだけの回答数は、一定信頼度があるものだと判断されると思います。

その中で、どういう意見があったかといいますと、この駅周辺の土地活用について、上2つ言います。市民の生活利便性向上、駅周辺の中心市街地の活性化を希望する方が多かった。そして、さらに言いますと、駅周辺にあれば利用する施設についてということで、カフェ・喫茶店、これ、上3つ言いますね。レストラン。そして、3つ目にマルシェ等イベントを開催できる芝生広場が挙がっています。そういう市民の声を受けて、選挙に臨み、それを公約として掲げて当選されたというところで、民主的な手続というものは担保されていると思いますし、そこに市民の民意があると思っています。

ですので、総論として反対ということは、私たち自身もこの市民の負託を受けてここにおりますが、そのことを無視することになるのではないのでしょうか。ということについて1点お尋ねいたします。

以上、2点です。お願いします。

○議長（津村俊二） 遠藤議員。

○10番（遠藤総一郎議員） それでは、益川議員の再質問にお答え申し上げます。

MIZBEステーションを利用される層ということで、私どもは大きくは同じ層の方という認識を持っております。実際に、いろんな形、水辺、波打ち際、せせらぎとかそういう空間を求められる方もおられまじょうし、駅前ということで、イベント、両方ともイベントは、何か催しがされるということですので、市民感覚からしたら大きな差異はないということで、利用の層ですね、私は認識をいたしております。

それから、市長公約ということで、選挙、当選されて民意を得られている。そのとおりでございます。

私どもも、私どもって、すいません、私も選挙運動期間中、駅前に芝生広場は不要であるということで戦ってまいりました。それぞれの民意が反映されているものかと思います。以上です。

○議長（津村俊二） 益川議員。

○5番（益川教智議員） 今のご答弁からしますと、この修正案に対するこれまでのやり取りからすると、反対する理由というものが、削除する理由というものがないように思われます。

というのは、今回の事業の重要性は十分に認識しておられる。そして、今回この事業を進めるに当たってはしっかりと民意も反映されている。であれば、この修正案を認めて、その中でどうやって進めていくかということ判断する。これが本市の発展に寄与することではないでしょうかと思いますが、その点について、最後1点伺いたいします。

○議長（津村俊二） 暫時休憩します。

（午後3時05分 休憩）

（午後3時06分 再開）

○議長（津村俊二） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

益川議員より訂正が求められていますので、発言を許します。

○5番（益川教智議員） 先ほどの質疑の中で、「修正案を認めて」と言った点に関しては「原案を認めて」ということでした。おわびして訂正いたします。よろしく願います。

○議長（津村俊二） 遠藤議員。

○10番（遠藤総一郎議員） それでは、益川議員からの3回目の質疑ということでご答弁を申し上げます。

反対する理由がないのじゃないかというようなことでしたが、先ほどの全協でもあったんですけども、野洲幼稚園が令和10年までそのまま。11年以降というような資料もございました。つまりは、あのブロックは、その間はアリーナ構想等はそのままであるということが裏返しに読めるわけなんですけども。

といった具合に、政策のまとめ方、それから仕事の手順、進め方。これがちょっと益川議員とは違うなというのが私の答弁でございまして、感想でございまして、答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（津村俊二） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって、質疑を終結いたします。

次に、議第94号「野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例等の一部を改正する条例」に対し、野並享子議員他2名からタブレットに掲載の文書のとおり、修正の動議が提出されています。これを議題とし、提出者の説明を求めます。

第13番、野並享子議員。

○13番（野並享子議員） 議第94号に対する修正案に対する提案説明を行います。第13番、野並享子です。

本条例において、第1条、第2条市議会議員の議員報酬の改正及び第3条、第4条市長等の給与に関する条例改正及び第5条、第6条野洲市病院事業管理者の給与改正に関して、人事院勧告に基づき期末手当の改定が提案されました。市職員の例による期末手当の増額の改定案であります。

ここで問題なのが、第1条、第2条において、議員に対しても同様の増額改定となっております。

厚生労働省の毎月勤労統計調査において、10月の調査では、所定内給与はプラス2.2%であるが、円安や食料品の値上げにより実質賃金は9月でマイナス1.3%、10月は0.7%のマイナスとなっております。

また、10月から最低賃金が引き上げられましたが、上昇率は低く、今後さらに円安や物価の値上げが続けば、実質賃金が名目賃金に追いつかない状況が続くと予想されます。

また、日銀は、12月19日に金融政策決定会合で金利の引き上げを決めました。来年は賃上げも今年以上にあると言いますが、大手企業だけであり、6割以上の中小・零細業者は大変な状況にあり、賃上げも僅かではないでしょうか。

さらに、野洲市内の飲食店では、インフルエンザで忘年会の予約キャンセルが多いという声も聞きます。また、全ての仕入れ価格が大幅に値上がっている。価格転嫁もできないと言われてしています。

このような状況の中、一般職員と同じように議員の期末手当を引き上げるのは、市民感情からして理解を得ることは困難であります。

そもそも人事院勧告は、公務員にはスト権がなく、ベースアップを求めることができないため、人事院勧告という形でベースアップが行われてきました。それを基に議員も同様に期末手当の引き上げが行われることに問題があると考えます。

よって、本条例の表題の修正と、第1条、第2条の削除をし、後の条項を繰り上げるなどの修正をするものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（津村俊二） 次に、議第94号に対する修正案について質疑を行います。ご質疑はございませんか。

暫時休憩いたします。

（午後3時13分 休憩）

（午後3時34分 再開）

○議長（津村俊二） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。

第17番、稲垣誠亮議員。

○17番（稲垣誠亮議員） 稲垣でございます。

それでは、議第94号「野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例等の一部を改正する条例」に対する修正案について、提案者に対しまして質疑を行いたいと思います。

まず1つ目ですね。提案者である田中遼議員にお伺いしたいと思っておりますが、修正案については、これ、私も、先日田中遼議員から、工藤議員からも連絡をいただきまして、賛成の方向性で検討しています。

今回、提出されている修正案についてですが、答弁要求者の趣旨と提出に至った背景並びに財政的・政策的な根拠について田中遼議員のご見解をお伺いさせていただきます。

2つ目ですが、修正案を提出されている、同じくこれも田中遼議員のことですが、さきの市議会議員選挙の選挙公報において見させていただいたんですけど、税金の無駄を減らし、議員定数を、6人削減を掲げていらっしゃいました。本市より人口規模の多い四條畷市を例に取って少数精鋭でもいけるんだというようなことを書いてあったように記憶はしております。

本修正案は、議員報酬の一部である期末手当の増額を見送るという内容であると理解をしていますが、これは歳出の総額の抑制と定数の削減も類似的に位置づけていらっしゃるのか、ご見解をお伺いさせていただきます。

3点目です。財政的な観点からお尋ねいたします。これは工藤議員に対して、お答えというふうになんて聞いております。

今回の修正案によって削減される財政規模は、全体の予算規模から見ればごく僅かであ

ると考えていますが、これをもって財政健全化や市民負担軽減にどの程度の効果があるとお考えでしょうか。工藤議員のご見解をお伺いさせていただきます。

最後に、4点目です。田中遼議員にお伺いいたします。

議会が自らの報酬や定数に関する議論を行う際には、単なる数値の削減ではなく、市民にとっての議会の価値や役割をいかに高めていくかという視点が不可欠であると考えております。

今回の修正案を通じて、議会として市民にどのような姿勢を示されようとしているのか、田中遼議員のご見解をお伺いさせていただきます。

1回目、以上です。

○議長（津村俊二） この際、申し上げます。

提出者を指名して答弁を求めておられますが、これに応える法的義務はないことを申し添えます。

田中遼議員。

○1番（田中 遼議員） 第1番、ネクストYASU田中遼です。稲垣議員の質問のうち、1番、2番、4番についてお答えします。

今回提出されている修正案は、市長等の特別職に関する期末手当の改定部分は残しつつ、市議会議員の期末手当に関する規定のみを当該議案から除外するものです。私は、この修正案に市民の立場に立った合理性があると考え、提案いたします。

市議会議員の報酬や期末手当は、最終的には全て市民の皆さんの税金によって支えられているものです。だからこそ、その決め方については市民の皆様から見て分かりやすく納得できるプロセスであることが何より重要だと考えております。

地方自治法の第203条の2では、議会の議員の報酬は条例で定めるものとされております。これは、単なる形式ではなく、議会が自らの報酬について市民に説明責任を負う立場にあるという意味を持つ規定だと私は受け止めております。

現在、国会においても人口減少や財政状況を背景に議員定数の増減についての議論が行われています。この前に行われた野洲市議会選挙でも、選挙中には議員定数が12人だとか14人だとか、いや、むしろ多い22人が必要だといった議論や、稲垣議員がビラで伝えておられた報酬5万円に関しての議論もあったのかなというふうに記憶しております。

私は、その議員の数をどうするのかという議論と、その役割に見合った報酬や期末手当をどう考えるのかという議論は、市民生活への影響という点で切り離せない問題だと考え

ております。

議員定数が増減すれば、市民の負担や議会の役割も変わります。その中で、議員報酬や期末手当をどう考えるのか。これは行政任せにするのではなく、議会や市民と正面から向き合い、なぜその水準なのかをしっかりと説明しなければならない課題です。

今回の原案のように、市長等の特別職と市議会議員の期末手当改定が1つの議案として示される形で、そして理由が人事院の勧告だからという外的要因というのは、市民から見て議会が自らの処遇をどう考えているのかが見えにくくなるという懸念があります。

今回の修正案は、議会が自らの報酬の議論を避けるためのものではありません。むしろ市民に対して説明しやすい形で改めて議会自身の責任として判断するための整理であると考えています。

市民にとって議員の報酬や期末手当の増減は重要な関心事です。議員定数の増減も非常に重要な関心事だと把握しております。そして、同時に、その判断に至った理由や考え方が市民に分かる形で示されていることも欠かせません。その説明責任を果たすためにも、本修正案には意義があると考えます。

以上の理由から、私は市民に分かりやすく納得のいく議論につなげるための一歩として議第94号修正案を発議いたしました。

以上です。

○議長（津村俊二） 工藤議員。

○12番（工藤義明議員） 第12番、工藤義明です。稲垣議員のほうから、4点ある中の3点目について私のほうからお答えさせていただきます。

先ほど野並議員のほうから今回の提案についての理由内容を皆さんのほうに発言させていただいたところです。これがタブレットのほうにも掲載されていますが、その中に、今回質問が出ています財政的な観点からお尋ねしますと言われているこの内容と私どもが説明させていただいた修正提案とは、ちょっと内容が違うということではないかということで、この答えをさせていただきます。

以上です。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） 各位答弁ありがとうございました。

田中遼議員、議員定数や報酬の考え方について、私ちょっと今の答弁を聞きまして共鳴するところが非常に多いとは思っています。

僕は、議員定数に関しては4名削減でというふうな訴えをしていました。田中遼議員はそれを超え、6名という話ではありました。

まず2つ質疑が、再質疑をするんですけど、1つ目は、今後もこういった議論、なかなか全体でする機会とかというのがなかなかないので、田中遼議員とも積極的にこういった議論をしていきたいと思っていますので、議論していただけますでしょうかというのが1点目です。

2点目は、今3番目の工藤議員に対しての質疑に関してなんですけど、田中遼議員は、これちょっと、答えられる範囲でいいんですけど、正確ではなくてもいいので、軽減した分を例えばこういった予算に使えるよとか、何か構想なり考えなりの一端があればお答えいただければうれしいです。

もし答弁難しければいいんですけど、ぜひ田中議員の見解をお聞きしたいと思いましたが、お伺いさせていただきます。

以上、2点です。

○議長（津村俊二） 修正案に対する質疑ですので、答えられる範囲でお答えください。

田中遼議員。

○1番（田中 遼議員） 再質問のほうにお答えします。

1つ目なんですけれども、定数及び報酬についての議論はこれからもやっていくのかというご質問だったと思うのですが、これをきっかけに議論が深まることは、私自身はすごく大歓迎です。

私自身の議員活動においても、市民の皆さん、もちろん大きな予算にも皆さん興味はあるんですけども、やはり皆さんは身近な問題というのも興味をお持ちなのかなと。私自身、報酬の一部を皆さんに見える形にはしていますけれども、あれは、実は視聴者数というのはこちら側では表示されているんですけども、やはり報酬の紹介している記事の視聴者数が他の記事の3倍ぐらい多いので、やはり市民の皆様というのは定数や報酬というのはすごい興味を持っておられるのかなと。

財政規模としては、もうごく僅かなものではありますけれども、やはり市民の皆様の感情や興味というのでも我々議会というのは受け止めていかないといけないのかなというふうに思っております。

ですので、その効果も含めたという意味で、3番の質問への答弁とさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（津村俊二） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮議員） 田中遼議員、誠意ある回答ありがとうございました。

あと、最後3点目なので、最後の質疑になります。

今回の修正案ですけれども、これは私の私見になるんですけど、原案が賛成多数で可決されるだろうと、私の今現在の私見の見通しなんですけど、ただ、これ、長年考えていることなんですけど、仮にこれ、反対の立場、僕の記憶上は恐らくこの議案に対して反対され続けているのは共産党さんが終始一貫、小菅康子さんのときからもそうでしたけど。あと、自身もそうなんですけどね、反対の立場を取ってきたんです。田中遼議員、恐らく勉強家だから事前の議事録とかも読まれて、もうご存じだと思うんですけどね。

ただ、これ、反対の立場を取った議員であっても、結果として増額された報酬って受け取ることになるんですよ。分かりますよね、それは。言っている意味はね。

私自身、その点ちょっと常に結論には至っていません。熟慮していて、今後、今期、まだ結論に至っていないので、その点は各位誤解のないように聞いていただきたいんですけど、増額された受領分については、例えばですよ、これは。例えばですけど、選挙区内には無理なので、選挙区外の例えば福祉団体とか慈善団体とか被災地とか、それは合法的に寄附等を行えることが、すいません、私も今日の修正案を聞いてちょっと文章に今したところなので、法的整理はまだ自分の中ではできていないんですけど、寄附等の選択肢も考えることもできるのではないかなというふうに、今の段階では検証材料にできるのかなというふうには思っています。それは各議員が判断することであって、強制することでもないし、自身がどう行動するかではあるとは思いますが。

そこで、これは、田中議員、答弁可能だったらいいです。答弁差し控えるということであれば控えていただいて全然構わないんですけど、提案者自身は、田中議員自身は、仮に本修正案が否決された場合は、今はっきり断定はできないと思います。引き上げられた自身の報酬のうち……。

（「議長、議事進行」の声あり）

○17番（稲垣誠亮議員） 問題ありません。僕の時間です。—————。（5字取り消し）
—————。（5字取り消し）

（「議事進行」の声あり）

○17番（稲垣誠亮議員） —————。（8字取り消し）

(「議事進行。今の発言は」の声あり)

○議長(津村俊二) 暫時休憩します。

(午後3時55分 休憩)

(午後3時56分 再開)

○議長(津村俊二) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

東郷議員の発言を許可します。

○15番(東郷克己議員) ただいまの稲垣議員の質問であります、寄附するかどうかというのは極めてプライベートな問題であり、稲垣議員自身もおっしゃっているとおり、個人の見解によるものであります。そのことをこの公的な議場の場で質問すること自体が、私は疑問に思うところであります。

その質問内容に対して、議長のほうで可とされるならば私は結構ですけれども、私個人の見解としてこのような議場での質問にはふさわしくないと思っておりますので、ご判断を求めます。

○議長(津村俊二) 稲垣議員。

○17番(稲垣誠亮議員) 東郷議員、まずは、すいません、私興奮してしまいました。——(4字取り消し)という表現は、極めて不適切であったと思っています。

そこの発言については、取消し。議長の許可をもって取消しさせていただきたいと同時に、謝罪申し上げます。申し訳ありませんでした。

再質疑……。今2回目ですよね。

(「3回目」の声あり)

○17番(稲垣誠亮議員) 2回目の質疑をさせていただきまして、おおむね答弁者の意向は確認できましたので、3回目の質疑については取消しといたしますか、これで、これ以上しないで、現時点、今をもって終了したいと思います。

答弁結構です。

○議長(津村俊二) 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議第81号から議第98号まで、及び議第81号に対する修正案並びに議第94号に対する修正案について討論を行います。

議第81号に対する修正案及び議第94号に対する修正案以外の議案については、討論通告書が提出されております。この際、修正案についての討論はございませんか。

暫時休憩します。

(午後 3 時 5 9 分 休憩)

(午後 4 時 1 9 分 再開)

○議長 (津村俊二) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議時間は、会議規則第 9 条第 1 項の規定により午後 5 時までとなっておりますが、議事の都合上、会議規則第 9 条第 2 項の規定により、本日の会議時間を延長したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (津村俊二) ご異議なしと認めます。よって、会議時間を延長することに決しました。

討論通告書が提出されていますので、発言を許します。

まず、議第 8 1 号原案及び修正案について、一括して行います。

第 1 5 番、東郷克己議員。

○1 5 番 (東郷克己議員) 第 1 5 番、未来共創、東郷克己でございます。

議第 8 1 号「令和 7 年度野洲市一般会計補正予算 (第 6 号)」の修正案に対して、反対の立場から討論いたします。

まず、社会実験に対する私自身の考えを表明いたします。

周知のとおり、我が国は経験のない少子化、超高齢化のただ中にあり、これまで成功を収めてきた手法、施策が通用しにくい、難しい状況にあります。当然本市においてもその傾向は同様であり、過去の常識に捉われない大胆さと失敗に学ぶ周到さ、さらに物事を多角的に調査・分析する慎重さが求められるところであります。

野洲駅南口には、長年にわたり結果的に放置されてきた市有地があります。この象徴的な一等地を、どういう形かを別にして、命を吹き込み、生きた土地に生まれ変わらせること自体は、全市民が願うところと考えております。

また、駅前の整備は、単に駅前という局部的な地域のみならず、野洲市全体に影響するインパクトを持ちます。前向きな影響を最大化させ、他の地域、他の施策と連動させ、野洲市全体に活気を呼び込む好循環を目指すべきと考えております。

こうしたことから、これまでの発想と異なる駅前パークモールの構想は合理的であり、かつ、現在有力な事業者に委託している駅前南口周辺整備構想の検討中の、言わば空き時

間を活用して実験し、さらに結果を検討に反映させるのは、極めて有効であると考えております。

次に、修正案の提案理由に対し、それぞれ反論させていただきます。

これまでも芝生広場についてM I Z B Eステーションや希望が丘公園との重複が指摘されておりますが、これらは、芝生は共通していても、その広場の持つ意味合いは全く異なると思います。

修正案の説明や質疑への答弁からは、芝生に拘泥されて、芝生が目的であるかのように捉えられているのではと感じました。

芝生広場の整備自体は目的ではなく、市民の憩いやにぎわいの場を造る手段であり、市長選挙における公報にも、芝生は例示の3点目に示されたにすぎません。櫻本現市長、当時候補者であった櫻本市長が掲げられた「野洲駅南口開発駅前パークモール」という大見出しの中で、駅前南口市有地は売却せず活用、市民が楽しむ空間「パークモール」として整備というのを掲げておられます。そして、申し上げたとおり、例示、「例えば」と例示した中の3点目に芝生との言葉が出てくるにすぎず、したがって、この点からも目的とは言えないと考えております。

今般の実験は、その目的に対してどのような形、大きさ、位置等がよいのかという、その手段を工夫するために実施するものと考えております。

また、少し観点は変わりますが、過去の視察等で訪れた他市の駅前における広場のあるところ、逆に駅の目の前にビルがそびえ立つところとでは、圧迫感や開放感が全く異なった経験がございます。

また、実験のいかんを問わず、整備変更がないとの理由については、実験によりその位置や広さ、形状、さらには周辺に整備する、あるいは誘致する施設などを検討していく旨、分科会の審査で明らかになっております。

市長選挙の公約及び結果は、主権者たる市民の最も重い意思表示であり、これを踏まえた市政運営は当然重要であります。

ただ、一方で、指摘されておられる市民に対する丁寧な仕事の進め方等は重要な視点であり、これについては、私も今後も市民との議論、そして議会での議論等継続して深めていく必要があると考えるところでございます。

年間を通じたにぎわいについては、これを目指してトライアンドエラー、試行錯誤に取り組むのが実験であり、春・夏のよい時期だけの実験との理由は、この実験そのものを全

否定する根拠としては弱いのではないかなと考えております。

先ほど紹介したこの公報に掲げられたところの例示で見ますと、夜はビアガーデン等にぎわいを演出というのが「例えば」と例示をされているところであり、これからすると、暑い時期のことも想定されていることがうかがえるところでございます。

財政問題については、これまでも様々な場面で、できない言い訳として、財政が厳しいとのフレーズが使われてきたと認識するところでございます。

午前中の全員協議会でも中期財政見通しがあり、これを拝見していると、厳しいというのは感じるころではありますが、行政は市民から頂いた税収で市民サービスを提供するものであり、田中陽介議員が指摘したようなところではありますが、余裕があるならばサービスをさらに充実させるか減税すべきであります。つまり、限られた税収をどこにどの程度投入するか判断であり、今後はその判断基準を、あるいは優先順位の基準を丁寧に説明し、財政が厳しいなどの言い訳をしないこと、市民をごまかさないことが重要と考えております。反対討論の中ではありますが、この点については、市長あるいは執行部にもご留意をいただきたいと考えております。

また、冒頭述べた過去の常識に捉われないとの観点も、今後の財政運営上重要な視点と考えております。これまでと同じことをやっても同じような結果が得られない事例は散見され始めております。こうした状況を踏まえて、野洲市全体の活気、にぎわいの創出のためにも、社会実験の実施は必要かつ重要であり、むしろその充実に向けた議論を尽くすことが求められていると認識しているところであります。

以上、社会実験への期待、修正案提案理由への反論をもって、修正案の反対討論といたします。

○議長（津村俊二） 次に、第1番、田中遼議員。

○1番（田中 遼議員） 第1番、ネクストYASU、田中遼です。

私は、本議案議第81号修正案に賛成の立場で討論いたします。

理由は、野洲市の限られた財源の中で何を最優先すべきかという判断にあります。

私は、まちのにぎわいづくりや将来構想そのものを否定する立場ではありません。駅前の活性化や商工振興は、野洲市にとって重要な分野であると考えています。

12月12日に野洲駅南口で開催されたイルミネーションパークYASUでは、市民の笑顔を通じて駅前空間の力を実感しました。本事業にご尽力いただいた執行部及び野洲市商工会の皆様へ心から感謝申し上げます。本事業には全会一致で賛成しており、その判断

は市民の笑顔に表れています。

また、駅前アリーナ構想が示されて以降、私自身久しぶりにプロスポーツの試合を視聴しました。スポーツが人の心を動かす力の大きさを改めて実感し、近い将来、推しのチームの鉢巻きやうちわを持って試合を見にアリーナへ出かける、そんな野洲の未来も決して悪くないと感じるようになりました。これをきっかけに、市民の関心がプロスポーツへ向いたことは、野洲のまちづくりにとって前向きな変化です。

その一方で、今回の議案について、事業の是非そのものではなく、財政運営における優先順位が問われていると考えています。

私は、議員就任後、市内の小学校、中学校を視察しました。老朽化により屋根の崩落のおそれから校舎の一部が立入禁止となっている学校があり、視察中においても、校舎内の貯水タンクが破損し、水が漏れ出している場面にも遭遇しました。また、雨漏りにより、天井の塗料などの化学物質を含んだ雨水が生徒の頭上に落ちてくる箇所もあり、一歩間違えれば重大な事故や健康被害につながりかねない、極めて危険な状況です。

防犯面でも、窓やドアが満足に閉まらず、不安を抱えたまま、学校生活を送っている学校があります。

日常環境に目を向けても、いまだに和式トイレが中心で、児童生徒は十分に用を足せない学校や、空調設備が設置されていても機能せず、猛暑の中で授業を受けざるを得ない教室が存在します。

体育の授業においても、跳び箱の数が不足し、いつ壊れるか分からない最後の1台を修繕しながら使い続けている学校があります。

これらを総合すれば、学校全体の安全管理は限界に近づきつつあります。

私も教育の最前線に立つ者として、教育現場に一定の不便や忍耐があることは重々理解していますが、これらは不便を我慢するという段階を超え、子どもたちの人権や生命に直結する問題だと強く感じています。

ここで触れたいのが、削除対象となっている駅前社会実験支援業務1、200万円という規模です。この金額は、トイレ改修、屋根補修、空調更新など、学校や公営施設の安全確保に必要な費用とほぼ同規模です。

また、駅前社会実験の実施方法についても、他の自治体の実例を見てみると、必ずしも年に2回実施する必要がないことが分かります。

例えば、藤沢市では、2019年に「ふじさわStreet Park in サンパ

レット」として11月に1回のみの実験を実施しております。同様に、宇都宮市においても、2022年にBASHAMICHI YARDを3月に1回のみ実施しています。

これらの事例からも、社会実験は1回の実施であっても目的と検証項目を明確にすれば十分な検証が可能だと考えます。そのため、今回の補正予算において、年2回の社会実験を前提として1,200万を計上する判断は慎重であるべきだと考えております。

以上を踏まえると、駅前社会実験支援業務に関わる1,200万円については、補正予算として年2回の実施を前提に計上するのではなく、次年度当初予算の中で事業目的や検証手法、費用対効果を整理した上で、改めて議論することが妥当であると考えます。

私は、市内学校施設の現状を踏まえ、現に安全上のリスクが生じている分野に限られたそれらの財源を優先的に充てるべきであるとの問題意識を持っております。子どもたちの安全を守ることは全ての施策に優先されるべき基盤であり、子どもたちが安全に学び、健やかに成長できる環境こそが、まちの持続的な発展とにぎわいを支える土台であります。子どもの未来なくしてまちのにぎわいはありません。

以上の理由から、議第81号修正案に賛成し、討論といたします。

○議長（津村俊二） 次に、第11番、石川恵美議員。

○11番（石川恵美議員） 第11番、創政会、石川恵美でございます。

議第81号「令和7年度野洲市一般会計補正予算（第6号）」に対する修正案について賛成し、原案に反対の立場で討論をいたします。

今回の修正案として、6つの理由を挙げておりますが、私は、全ての項目において当然の理由であると考えております。

それに加えて、にぎわいのための実験は、既にオクトーバーフェストなどで実証済みではないでしょうか。実証実験（イベント）に1,200万の補正予算案が計上されましたが、今回の実証実験は、見方を変えれば、櫻本市長が担当として作成された行財政改革プランの重点的取り組み事項で、これに掲げられた駅前でのフェスの見直し、これを実証実験という名目で実施しようとする、言わばかいくぐりではないのかと思います。

また、市の関係機関でしっかりと議論をされているようには思えない計画に血税である1,200万の補正予算案を認めることには賛成しかねます。

今、野洲市は財政の不安もあります。限りある財源の中で最大限の努力をしているのは一定理解はしておりますが、田中遼議員がおっしゃると同じように、やはり子育て施策は最重要課題でございます。

私は、子育て施策の重要性について一般質問でも何回も取り上げてまいりました。その中でも、市長は新規事業としてALT（外国語指導助手）を配置したと言われていますが、内容はたった1名の配置だけで3中学校を担当しています。時間でいうと、一クラス1週間に1、2回程度の時間しか関われない状態でございます。

よその市町は7名も配置しているところもございますし、小学校にも配置し、コミュニケーションで英語学習を行っております。野洲市は、財政の課題からいまだ人員増員はされておらず、後れを取っております。

そのときの一般質問の教育長の答弁では、3中学校に1人ずつ配置がありがたいとおっしゃっておりました。教員不足など、教育面だけを掲げても、課題はたくさんございます。使える財源があるなら、まずはぜひとも子どもの育成に使っていただきたいと私は考えます。

ただ、実証実験自体に反対しているのではございません。

まずはできるイベントを始めて、実証実験をしてみたいかがでしょうか。

野洲市は今までもにぎわったイベントはいくつもしてきたはずですが、どうして櫻本市政だけは委託しないとできないのでしょうか。庁内で職員とコミュニケーションを取れていないのでしょうか。もっとしっかり職員と連携し、話のかみ合う議論をしていただきたいと思えます。

最後に、未来への投資という言葉も聞きましたが、税金は市民のために使うものであって、優先順位を根拠なくイベント事業に優先するのは、私は反対でございます。

計画も内容も聞かされない、後づけのような実証実験に多額の税金をつぎ込むことを投資と言えるのでしょうか。疑問が拭えない以上、修正案に賛成、原案に対する反対の討論といたします。

議員の皆様、例えば、子どもたちが健やかに成長できる環境を整え、保護者が安心して子育てができる環境を整える子育て施策とイベント委託事業をてんびんにかけてした場合、1,200万の税金はどちらに使うべきか、いま一度よく検討されて、修正案に賛同いただきますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（津村俊二） 次に、議第94号原案及び修正案について一括して行います。

第14番、田中陽介議員。

○14番（田中陽介議員） 第14番、未来共創、田中陽介です。

議第94号「野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例等の一部を改正する条例」に対

する修正案に対して、反対の討論をさせていただきます。

今回、期末手当に関する人事院勧告の内容というのは、民間給与との比較というふうにされておりました。全く実感はないのですが、民間の給与が上がっているということです。

提案者がおっしゃるように、物価が上がる中で大半の市民は所得が上がらない、もしくは物価の上昇に追いついていないというこの状況は、経済政策として大失敗であると私も思います。そして、苦しい方々がいるのも理解できます。

しかしながら、だからといって、悪いと言っている環境を自らつくり、同じようにすることで寄り添っているとして同じように苦しむと。そして、市民の留飲を下げ、ガス抜きをすると。それが議員の仕事だとは、私は思いません。

我々は、こうした経済政策の失敗によって困っている方々に対するセーフティーネット等をしっかり整えると同時に、国や与党に対し問題を迫及し、改善するように地方から議会として意見を述べたり、実際に行動したりするのが仕事であると考えます。

そして、地域でそのお金を使うということ。誰かが消費をするということは、これは誰かの所得につながります。

感情論で劇場型の身を切る改革、これはどこかの党のお家芸ではありますが、こうした考えに対して、私は反対であります。

また、物価上昇に合わせて上げる、報酬を上げるというのは、これは上げなければ実際は減っているのと同じであります。ですので、今回の人事院勧告の部分に関しては、上げるというよりも合わせているというほうが近いのかなというのが私の認識であり、これが一定の基準に基づき行われているということは、正しい経済のあり方なのかなというふうに考えます。これは一定の客観性を備えていると思いますし、問題ないと考えております。

もちろん、先ほどの議論の中にありましたように、基本給の根本的な額など、そういった部分に関しては、やはりこのレベルの話ではありませんので、しっかりとした議論をしていく必要があると、これは私も考えております。

ということ踏まえて、以上、修正案への反対討論といたします。

○議長（津村俊二） 次に、第12番、工藤義明議員。

○12番（工藤義明議員） 第12番、工藤義明です。私は、議第94号の第1条、第2条に対する修正提案に対しまして賛成の立場で発言させていただきます。

私たち議員は、常に市民の皆さんへの奉仕精神を持って接し、また、活動していかなければならないのは、議員皆さんとともに共通認識として一致できるものではないでしょうか。

修正提案に記されていますように、市民の皆さんは、この1年余り、令和の米騒動と言われて翻弄されました。そこに円安が追い打ちをかけた異常な物価高の中で家計のやりくりで苦しい年末を迎えておられます。

私たち議員が一般職員と同じように人事院勧告による議員の期末手当引き上げが異常な物価高で苦しむ市民感情からは理解が得られないものと考えております。

現役世代の実質賃金は、ご承知のとおり、10か月連続マイナス。また、高齢者にとっては年金支給額の引き上げ結果というのではないに等しく、特にマスコミ等でも言われています年末に向けて高齢者、いわく年金支給額だけで生活されている方のいかに買物するときに苦しい思いをしながら買物されているかというのが毎日どこかのテレビ等で報道されているのは、皆さんもご承知のとおりかと思えます。

こういった状況の中で、市民の負担軽減を私たちは念頭に置かなければならない議員として修正提案に同意することで、今後の野洲市の発展に市民の皆さんと一緒に働けるのではないのでしょうか。

どうか皆さん、この修正提案に賛同していただけるよう、よろしく願いをいたしまして、賛成発言といたします。

以上です。

○議長（津村俊二） 次に、議第89号について、第13番、野並享子議員。

○13番（野並享子議員） 議第89号「野洲市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に対して、原案に対して賛成の討論を行います。

本条例は、通称こども誰でも通園制度と言われ、月10時間、1時間300円で生後6か月から3歳未満の未就園児を保育園に預けることができる制度です。

国が来年4月から、全国一律実施を決めました。そのための設備と運営に関する基準を決めるために出された条例です。

一般質問での答弁で、ゼロ歳児で208人、1歳児で133人、2歳児で105人の児童がおられることが分かりました。また、野洲市として公立のこども園1か所で開設することも分かりました。これだけたくさんの対象者がおられるのに対して、1か所の開設では、自動車を運転できない方は利用そのものできないということになります。

野洲市では、どこの保育園も定員いっぱい待機児童が出ている状況です。そのような現場の実態も考えないで、国が制度としてアドバルーンを上げることにに対しては、怒りがあります。

国として、まず待機児童の解消のために、保育士の報酬の引き上げや保育所の増設などを行うことが必要と考えます。

本条例そのものには賛成しますが、市民の利用に制限が出ることに對して改善を求めて、賛成討論といたします。

○議長（津村俊二） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって、討論を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議第81号から議第98号まで、及び議第81号に対する修正案、並びに議第94号に対する修正案の採決における可否同数の取扱いについて、起立表決は賛成者の起立を求めています。起立しない者は反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定した場合は議長採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（津村俊二） ご異議なしと認めます。よって、採決における可否同数の取扱いについて、起立しない者は反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定した場合は議長採決を行うことに決しました。

これより、順次採決いたします。

まず、議第81号「令和7年度野洲市一般会計補正予算（第6号）」に対する修正案について採決いたします。

お諮りいたします。

本修正案について、賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（津村俊二） ご着席願います。

起立少数であります。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

お諮りいたします。

議第81号「令和7年度野洲市一般会計補正予算（第6号）」については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（津村俊二） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第81号は原案のとおり可決されました。

次に、議第94号「野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例等の一部を改正する条例」に対する修正案について、採決いたします。

お諮りいたします。

本修正案について、賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長（津村俊二） ご着席願います。

起立少数であります。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

お諮りいたします。

議第94号「野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例等の一部を改正する条例」については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（津村俊二） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第94号は原案のとおり可決されました。

次に、議第82号「令和7年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議第82号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（津村俊二） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第82号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第83号「令和7年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議第83号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（津村俊二） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第83号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第84号「令和7年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議第84号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（津村俊二） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第84号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第85号「令和7年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第2号）」について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議第85号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（津村俊二） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第85号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第86号「令和7年度野洲市水道事業会計補正予算（第2号）」について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議第86号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（津村俊二） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第86号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第87号「令和7年度野洲市下水道事業会計補正予算（第1号）」について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議第87号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（津村俊二）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第87号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第88号「令和7年度野洲市病院事業会計補正予算（第1号）」について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議第88号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（津村俊二）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第88号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第89号「野洲市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議第89号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（津村俊二）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第89号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第90号「『乙窪里ノ内』地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議第90号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（津村俊二）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第90号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第91号「野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例」について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議第91号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(津村俊二) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第91号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第92号「野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例」について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議第92号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(津村俊二) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第92号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第93号「野洲市職員の給与に関する条例及び野洲市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議第93号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(津村俊二) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第93号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第95号「野洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例」について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議第95号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(津村俊二) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第95号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第96号「野洲市子育て支援会議条例の一部を改正する条例」について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議第96号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(津村俊二) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第96号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第97号「野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議第97号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(津村俊二) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第97号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第98号「財産の交換について」、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議第98号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(津村俊二) ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第98号は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議第99号及び意見書第3号を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(津村俊二) ご異議なしと認めます。よって、議第99号及び意見書第3号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

(追加日程第1)

○議長(津村俊二) 追加日程第1、議第99号「令和7年度野洲市一般会計補正予算(第7号)」を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（櫻本直樹） お疲れのところ申し訳ございません。

それでは、本日追加で提出いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。議案といたしまして、令和7年度の補正予算1件を提案いたしますので、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

議第99号「令和7年度野洲市一般会計補正予算（第7号）」についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算それぞれに1億8,402万円を増額いたします。

歳出の内容は、国の物価高対策として子育て世帯の生活を支援する物価高対応子育て応援手当の支給事業について、応援手当及び事務費を1億8,402万円計上するものであります。

これに対する歳入は、歳出に対する国庫支出金を計上します。

○議長（津村俊二） これより、ただいま議題となっております議第99号について質疑を行います。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（津村俊二） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第99号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（津村俊二） ご異議なしと認めます。よって、議第99号については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、議第99号について討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（津村俊二） 討論がないようですので、これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。

議第99号「令和7年度野洲市一般会計補正予算（第7号）」については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（津村俊二）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第99号は原案のとおり可決されました。

（追加日程第2）

○議長（津村俊二）　追加日程第2、意見書第3号「給食無償化に際し、質・量の確保を担保するための国による十分な予算措置を求める意見書（案）」を議題といたします。

意見書第3号の意見書（案）は、タブレットに掲載のとおりであります。

それでは、ただいま議題となっております意見書第3号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

意見書第3号について、第15番、東郷克己議員。

○15番（東郷克己議員）　第15番、未来共創、東郷克己でございます。意見書第3号「給食無償化に際し、質・量の確保を担保するための国による十分な予算措置を求める意見書（案）」についてご説明いたします。

現在、小学校の給食無償化をめぐり、自民・維新・公明3党は、子ども1人当たり月5,200円を支援し、国が実質的に全額を負担することについて、実務者が協議の上、合意文書をまとめたと報道されております。

この中では、保護者の所得にかかわらず全国の公立小学校の子ども1人当たり月5,200万円を基準額として市町村への支援を2026年度から行うこととされております。

学校給食の無償化は、義務教育に係る負担軽減であると同時に、学校給食は子どもたちの日々の食事の3分の1を占め、成長期にある児童生徒の心身の発達において極めて重要な役割を果たしているものであります。それゆえ、物価高騰や各自治体の財政状況に左右されることなく、全ての児童へ安定して質・量ともに充実した給食を供給できる制度設計が求められると考えます。

よって、今後もこれらの理念を軸として、地方ごとに格差が生じるような財政支援ではなく、国の責任において必要な額を国費において確実に確保する仕組みとされるよう、強く求めるものでございます。

以上、提案理由の説明といたします。

○議長（津村俊二）　東郷議員、訂正。

訂正、お願いします。

○15番（東郷克己議員）　失礼します。

ただいま、提案理由の説明の中で、月5,200円と申し上げるべきところを5,20

0万円と申し上げたようでございます。月5,200円に訂正いたします。失礼しました。

○議長（津村俊二） これより、ただいま議題となっております意見書第3号について質疑を行います。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（津村俊二） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書第3号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（津村俊二） ご異議なしと認めます。よって、意見書第3号については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております意見書第3号について討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（津村俊二） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

意見書第3号「給食無償化に際し、質・量の確保を担保するための国による十分な予算措置を求める意見書（案）」については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（津村俊二） ご着席願います。

起立全員であります。よって、意見書第3号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本日可決されました意見書について、その条項、字句等整理を要するものについては、本職に一任願いたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（津村俊二） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句等整理を要するものについては、本職に一任いただくことに決しました。

なお、意見書は、本職より直ちに関係機関に提出いたします。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長（櫻本直樹） 令和7年第6回野洲市議会定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、去る12月2日から本日に至りますまで23日間開会いただきました。令和7年度野洲市一般会計補正予算など、追加も含めまして提案申し上げました全議案につきまして、慎重かつ厳正にご審議の上、原案のとおりお認めいただき、誠にありがとうございました。

また、本定例会におきます一般質問を通じまして多くの分野における施策に対し、様々なご意見やご提案をいただきました。これらを受け止めまして、今後の市政運営に生かしてまいりたいと考えております。

議案におきましては、野洲駅南口イルミネーション事業の開催に係る商工業振興事業補助金の増額をお認めいただき、年末年始にかけて明るい駅前を実現することができており、市民の皆様からもご好評をいただいているところであります。

また、野洲駅南口整備関係といたしまして、お認めいただいた社会実験実施に係ります関係経費及び財産の交換につきましても、法令や手続にのっとり、適切に執行するとともに、その成果を整備計画等にしっかりと反映することで整備効果の一層の向上を図ってまいる所存です。

中学校施設整備におきましては、3中学校における体育館空調設備設置に係ります関係経費もお認めいただきました。昨今の夏場における猛暑が続くことから、生徒たちが安心安全に体育活動等ができる環境と、災害時における避難場所にもなることから、早期に整備を進めてまいりたいと考えております。

最後に、来年は、うま年です。馬は、迅速な成果、目標達成を象徴し、新年の抱負や挑戦を後押しするものであり、大変縁起のよい干支であります。市民の皆様には様々な成果をお示しできるよう、引き続き議員の皆様をはじめ、市民の皆様とともに様々な事業や課題に取り組み、新しい野洲の未来をつくるために努めてまいります。

議員の皆様におかれましては、まだまだ寒い季節が続きますので、健康にはくれぐれもご留意いただきまして、引き続き本市発展のためにご尽力、ご活躍いただきますことをご祈念申し上げます。閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。誠にありがと

うございました。

○議長（津村俊二） 以上で、令和7年第6回野洲市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。（午後5時14分 閉会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和7年12月24日

野洲市議会議長 津村俊二

署名議員 野並享子

署名議員 田中陽介